



## 投資信託説明書(交付目論見書)

2024年9月11日

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

# ブラックロック・アメリカ大陸ロング・ショート・ファンド (ダイワ投資一任専用)

追加型投信 / 海外 / 株式 / 特殊型(ロング・ショート型)

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
追加型	海外	株式	特殊型(ロング・ショート型)	その他資産(投資信託証券)	年1回	北米 中南米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	ロング・ショート型

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ [www.toushin.or.jp/] をご参照ください。

※当ファンドは、ダイワファンドラップ アクティブ・シリーズを構成するファンドの1つです。

くわしくは販売会社にお問い合わせください。

- ブラックロック・アメリカ大陸ロング・ショート・ファンド(ダイワ投資一任専用)(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年9月10日に関東財務局長に提出しており、2024年9月11日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)については、委託会社のホームページにて閲覧いただけます。また、投資信託説明書(請求目論見書)は、ご請求に応じて販売会社を通じて交付いたします。なお、ご請求いただいた場合には、その旨をご自身で記録をしておいてください。
- 当ファンドの投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されております。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## BlackRock®

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]  
ブラックロック・ジャパン株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第375号  
・ホームページ [www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/)  
・電話番号 03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)
- 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]  
みずほ信託銀行株式会社

### 〈委託会社の情報〉

委託会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社  
設立年月日 1988年3月11日  
資本金 31億2,000万円  
運用する投資信託財産の  
合計純資産総額 13兆4,472億円  
(2024年6月末現在)

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

この投資信託は、市場動向に左右されない投資収益の達成を目標に運用を行ないます。

## ファンドの特色

**1** 当ファンドは、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。

- 当ファンドの購入の申込みを行なう投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

**2** アメリカ大陸株式(米国、カナダおよびラテンアメリカ諸国の株式)等を投資対象として、ロングショート(買い建て・売り建て)ポジションを構築することにより、市場動向に左右されない投資収益の達成を目標に運用を行ないます。

- アメリカズ・ロングショート・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国、カナダおよびラテンアメリカ諸国の株式および株式関連の派生商品等に投資し、ロングショート(買い建て・売り建て)ポジションを構築する投資信託証券を実質的な主要投資対象ファンドとします。副次的な投資対象として、米国の短中期国債等に投資する投資信託証券にも投資を行ないます。通常、実質的な主要投資対象ファンドへの投資割合を高位に保ちます。

※各投資信託証券への投資割合は、原則として市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。

- 実質的な主要投資対象ファンドは、米国、カナダおよびラテンアメリカ諸国の中小型株を含む約4,000の幅広い株式を投資候補銘柄とします。また、投資にあたっては、積極的にデリバティブ取引(スワップなど)を活用します。

※上記の投資候補銘柄数は、今後変更になる可能性があります。

※買い建て額と売り建て額の合計であるグロスポジションは、実質的な主要投資対象ファンドの純資産総額の200～800%の範囲内とします。

※実質的な主要投資対象ファンドの投資手法およびグロスポジションの割合は将来変更になる場合があります。

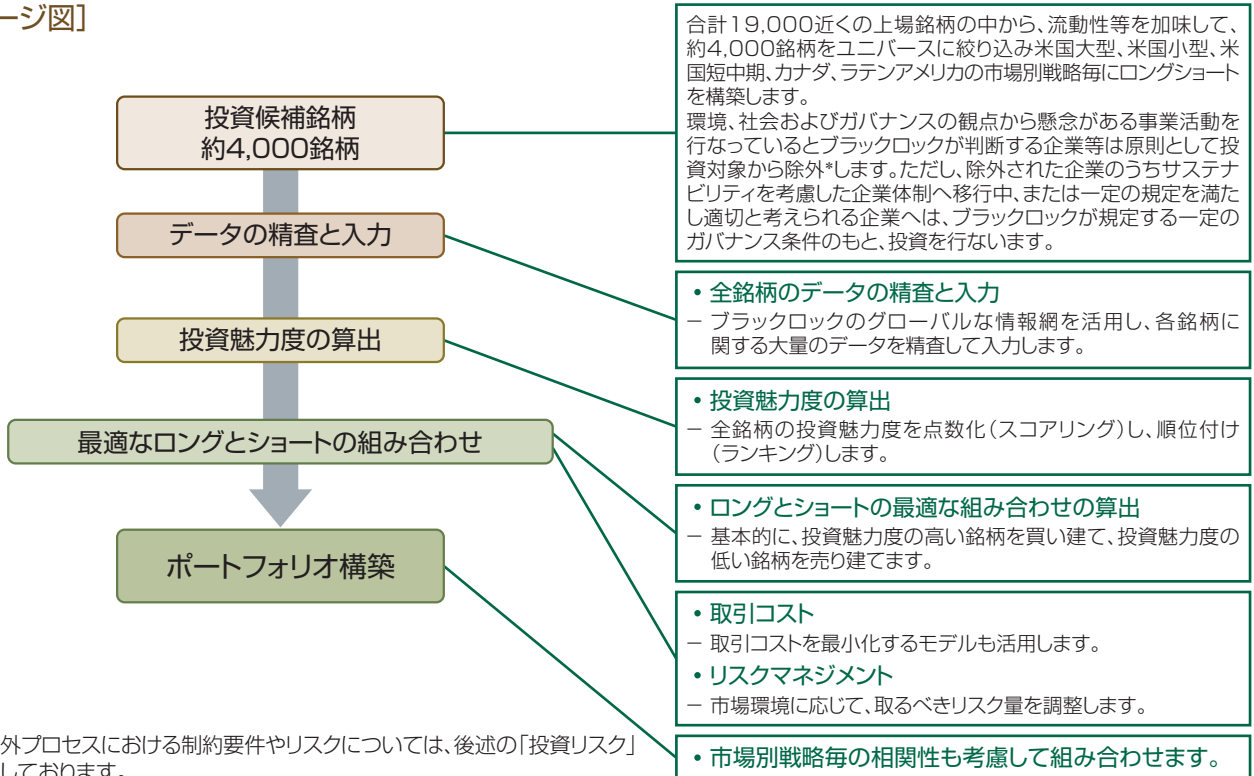
**3** 実質的な主要投資対象ファンドのロングショート戦略は、ブラックロック独自の計量モデルを活用することで運用を行ないます。

※計量モデルとは、市場や株価の動きを計量的な数式で捉えようとするものです。大量の投資情報を活用し、リターン獲得を図るためのツールです。

**運用プロセス** (実質的な主要投資対象ファンドの運用プロセス)

独自の計量モデルを活用し、ロングショート戦略によりポートフォリオを構築します。

[イメージ図]



\*当該除外プロセスにおける制約要件やリスクについては、後述の「投資リスク」に記載しております。  
 ※上記の投資候補銘柄数は、今後変更になる可能性があります。  
 ※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。  
 ※実質的な主要投資対象ファンドの運用プロセスは変更となる場合があります。

# 4 実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

※当ファンドは、マザーファンドが投資する米ドル建て投資信託証券等(実質外貨建資産)に対して対円の為替ヘッジを行いません。

また、実質的な主要投資対象ファンドは現地通貨建てで投資を行なう場合があり、通常は現地通貨にかかる為替変動リスクは、ロングショート戦略において相殺されますが、ロングポジションとショートポジションの割合が一致しない等の場合には米ドルに対する現地通貨の為替レートの変動が、間接的に当ファンドの運用成果に影響を与えます。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み

- 当ファンドはアメリカズ・ロングショート・マザーファンドをマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。また、マザーファンドは投資信託証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



**5** 毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、以下の収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

## 〈分配方針〉

- 経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額を分配対象額の範囲として分配を行ないます。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※基準価額水準、市況動向等によっては分配を行なわないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

- 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行ないません。
- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

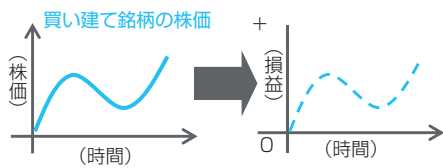
## ロングショート戦略とは

- **ロングショート戦略とは、相対的に投資魅力度の高い資産を買い建て(ロング)、相対的に投資魅力度が低い資産を売り建て(ショート)する投資手法をいいます。**  
「買い建て」銘柄の方が「売り建て」銘柄よりも良いパフォーマンスの場合にロングショート戦略全体としての損益はプラスになります(逆の場合には、損益はマイナスになります)。

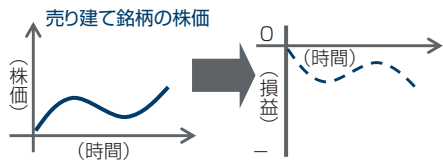
### 「買い建て」と「売り建て」について

[イメージ図]

「買い建て(ロング)」とは…当該株式等を購入すること等をいいます。

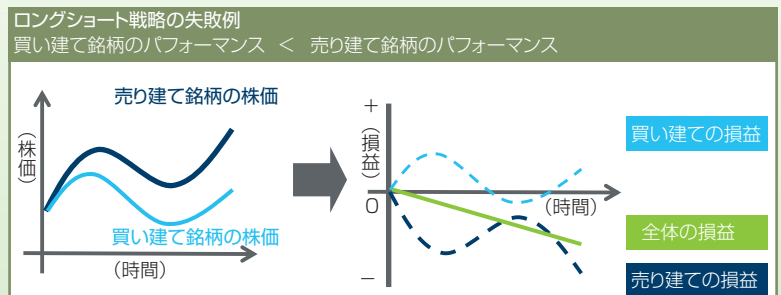
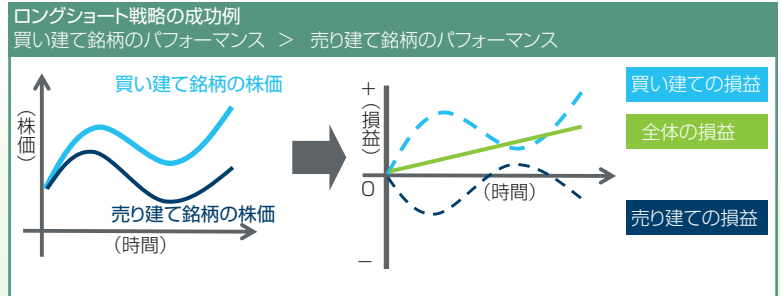


「売り建て(ショート)」とは…当該株式等を他から借りて売却すること等をいいます。(後で買い戻す必要があります。)



### ロングショート戦略による損益①

[イメージ図]



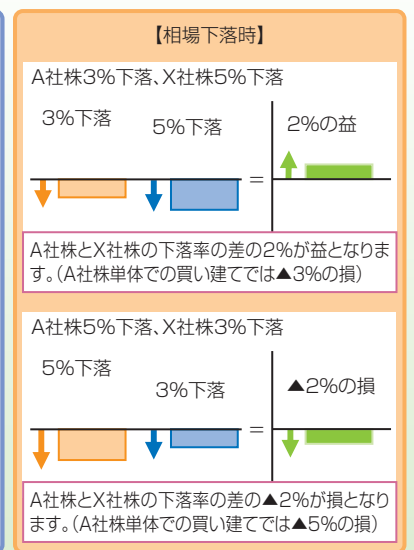
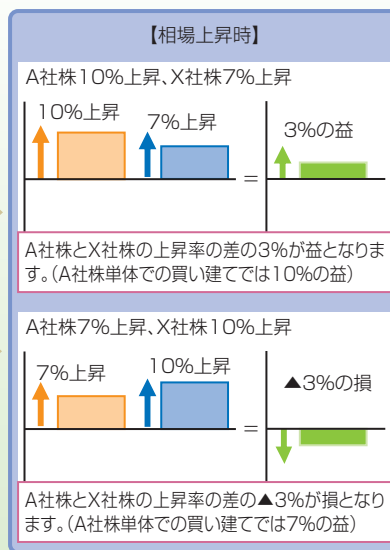
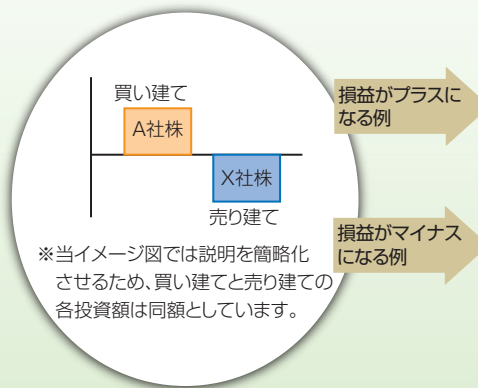
### ロングショート戦略による損益②

- **買い建てと売り建てを同時に実施することで、株式市場全体の上昇・下落による影響を軽減させ、投資銘柄固有の価格変動から得られる収益を効率的に獲得することを目指します。**

[イメージ図]

$$\text{ロングショート戦略の損益} = \text{買い建て銘柄の損益} + \text{売り建て銘柄の損益}$$

例 A社株を買い建て/X社株を売り建て



※上記のイメージ図は、ロングショート戦略をご理解頂くことを目的に作成したものであり、当ファンドの運用成果等を保証するものではありません。

※実質的な主要投資対象ファンドにおける買い建てと売り建てに際しては、デリバティブ取引を活用します。

※ロングとショートの双方で損失した場合は、通常想定される以上に当ファンドの運用成果が影響を被る可能性があります。

# 追加的記載事項

## 実質的な主要投資対象ファンドの概要

ファンド名	ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システマティック・US・エクイティ・アブソルート・リターン・ファンド
形態	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(米ドル建て)
投資目的および 投資態度	ファンドは、株式等に投資するロングショート(買い建ておよび売り建て)ポジションをESGの観点も考慮しながら構築することにより、市場動向に係わらず、投資有価証券の値上がり益とともに配当収益の獲得によるプラスのアブソルート・リターンの追求を目指します。ファンドの純資産の少なくとも70%を米国の株式もしくは株式関連の派生商品等へ投資を行いません。またカナダおよびラテンアメリカ諸国の株式および株式関連の派生商品等にも投資を行いません。ファンドは、投資対象とする株式市場へのネットエクスポージャーを最小限にすることを旨として、広く分散投資を行いません。
設定日	2012年2月17日
管理会社	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ

## 基準価額の変動要因

- ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。
- 投資信託は預貯金とは異なります。
- 当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

<p>ロングショート戦略によるリスク</p>	<p>当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、計量モデルを活用したロングショート戦略による運用を行なうことで投資収益を追求しますが、当戦略がその目的を達成できる保証はありません。ロング(買い建て)した銘柄の価格が下落した場合、もしくはショート(売り建て)した銘柄の価格が上昇した場合は損失が発生し、それに伴い当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。またロングとショートの双方で損失した場合は、通常想定される以上に当ファンドの運用成果が影響を被る可能性があります。</p>
<p>株式の価格変動リスク</p>	<p>当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、米国、カナダおよびラテンアメリカ諸国の発行体が発行する株式および株式関連の派生商品に投資を行ないません。したがって、米国、カナダおよびラテンアメリカ諸国の経済・市場動向または投資対象企業の経営・財務状況に応じて、株式あるいは株式関連の派生商品の価格等が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。</p> <p><b>(中小型株式投資のリスク)</b> 当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、株式市場平均に比べ時価総額の小さな企業の株式および株式関連の派生商品にも投資を行ないません。これらの企業への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的小規模の企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。</p> <p><b>(カントリー・リスク)</b> 当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、ラテンアメリカ諸国の株式市場にも投資をします。ラテンアメリカ諸国のようなエマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。</p>
<p>デリバティブ取引のリスク</p>	<p>当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、株式関連の派生商品(先物・スワップなど)に投資を行ないません。先物・スワップなどのデリバティブ取引は、現物資産への投資に代わって投資目的を効率的に達成するために用いられ、あるいは価格変動による影響を回避するために用いられませんが、その目的が達成される保証はなく、損失が発生する可能性があります。デリバティブ取引はコストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。</p> <p><b>(レバレッジ・リスク)</b> デリバティブ取引では、一般的に想定元本に対して比較的小額の証拠金・担保金等を取引相手に差入れることで、より大きな金額の取引を行ないません。当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドでは、ファンドの純資産規模を上回る金額のデリバティブ取引を行ないません。その結果として、いわゆる「てこ(レバレッジ)の原理」により市場価格の変動が増幅され、大きな影響を被る可能性があります。</p> <p><b>(デリバティブ取引の取引先に関するリスク)</b> デリバティブ取引の相手方が倒産等の事態に陥った場合は、取引契約が不履行となり、取引の清算の遅延等により、大きな損失を被る可能性があります。このような事態が生じた場合には当ファンドの運用成果に影響を与えます。</p>

# 投資リスク

為替変動リスク	当ファンドのマザーファンドは、為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行ないませんが、為替変動による影響の全てを回避することはできません。また、ヘッジ対象通貨の金利が円金利よりも高い場合、ヘッジコストがかかります。なお、実質的な主要投資対象ファンドは現地通貨建てで投資を行なう場合があります。通常は現地通貨にかかる為替変動リスクは、ロングショート戦略において相殺されますが、ロングポジションとショートポジションの割合が一致しない等の場合には米ドルに対する現地通貨の為替レートの変動が、当ファンドの運用成果に影響を与えます。
債券投資のリスク	当ファンドの実質的な投資対象ファンドは、債券へも投資を行ないません。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。
ESGを運用プロセスにおいての制約要件とする	投資対象企業の環境、社会およびガバナンス特性にかかる評価に際し、第三者プロバイダーが提供するデータを含む複数のデータを活用します。当ファンドで使用する評価基準は、他のESGファンドが適用する基準と異なる場合があります。また、企業開示が不十分であるなどの理由から入手できるデータや情報が不完全である可能性があります。ESGの評価に基づく銘柄組入れおよび除外基準により、ESG特性を考慮しないファンドと比較して異なる運用成果を示す可能性があります。また、投資機会や投資対象となる銘柄が制限される可能性があります。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 流動性リスクに関する事項  
当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。
  - ・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
  - ・デリバティブ市場において価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、デリバティブ市場動向が不安定になった場合
  - ・主要投資対象とするファンドの購入・換金に制限がかかった場合※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。
- 収益分配金に関する留意点
  - ・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - ・分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - ・投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

## リスクの管理体制

- 委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。
- その他、デリバティブ取引のリスク管理として、実質的な投資対象ファンドの投資顧問会社ではリスク管理部門内に取引先リスクの管理専任部署を設置、取引先の承認、財務状況のモニタリング、ならびに取引先毎の取引額のモニタリングを行なっております。



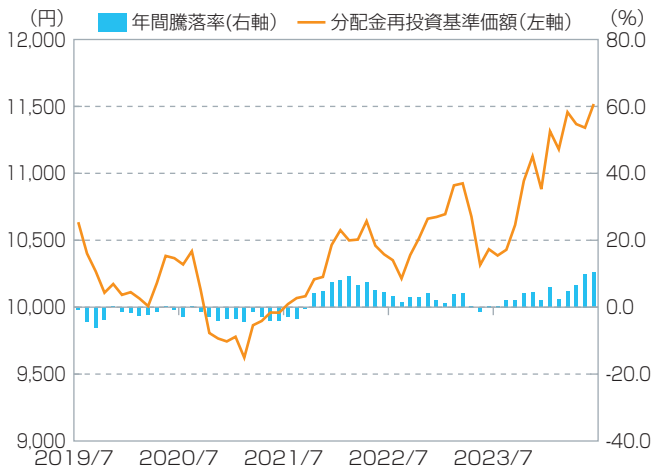
## 参考情報

● 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

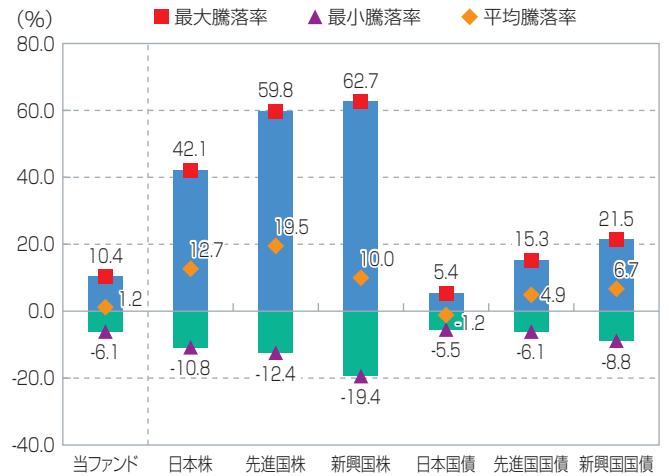
### ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

(2019年7月~2024年6月)



### 他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年7月~2024年6月)



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

#### ※各資産クラスの指数

- 日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
  - 先進国株……MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
  - 新興国株……MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)
  - 日本国債……NOMURA-BPI国債
  - 先進国国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  - 新興国国債……J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

#### <各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行なわれるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、FTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティー・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティー・エルエルシーに帰属しています。

# 運用実績

2024年6月末現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

## 分配の推移

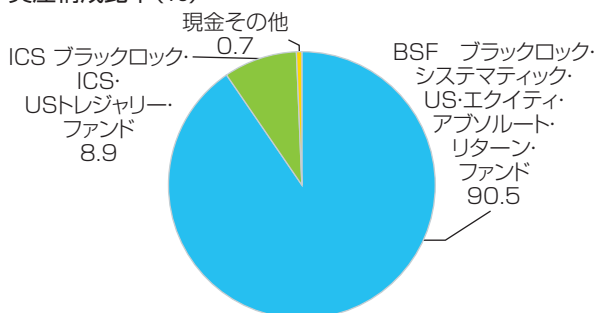
設定来累計	0円	
第4期	2020年6月	0円
第5期	2021年6月	0円
第6期	2022年6月	0円
第7期	2023年6月	0円
第8期	2024年6月	0円

※分配金は税引前、1万口当たり

## 主要な資産の状況

※ポジション数、ポジション構成比率、業種別グロスポジション上位10、市場別戦略配分比率は、当ファンドの実質的な主要投資対象である「BSFブラックロック・システムティック・US・エクイティ・アブソルート・リターン・ファンド」の運用状況です。

### 資産構成比率(%)



※比率は対純資産総額、マザーファンドベース。四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

### ポジション数\*

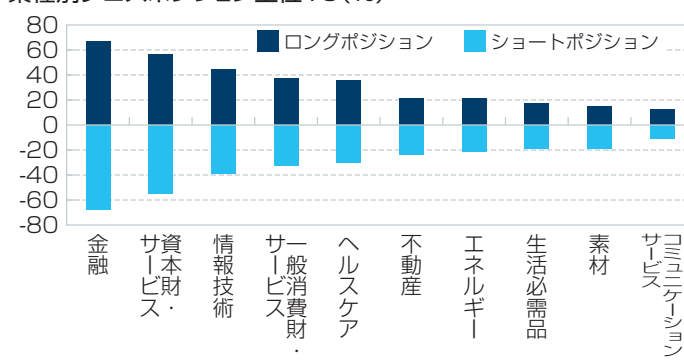
ロングポジション	1,504
ショートポジション	1,640
合計	3,144

### ポジション構成比率(%)\*

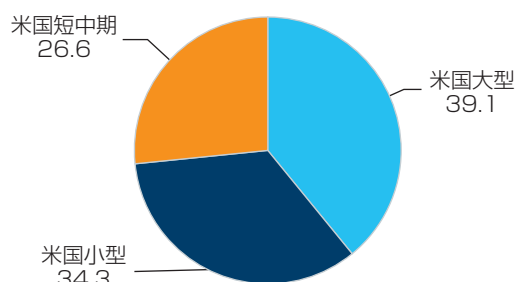
グロスポジション	663.3
ロングポジション	336.5
ショートポジション	-326.7
ネットポジション	9.8

※実質的な主要投資対象ファンドの運用状況です。比率は実質的な主要投資対象ファンドの純資産総額に対する割合です。

### 業種別グロスポジション上位10(%)\*



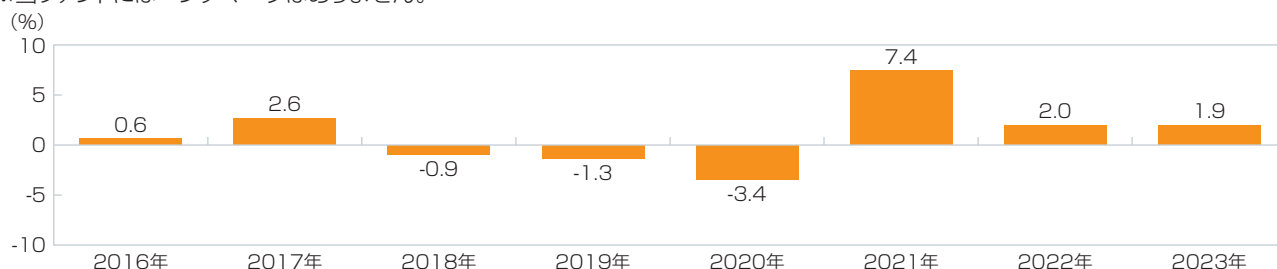
### 市場別戦略配分比率(%)\*



※比率は四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。


## 年間収益率の推移


※2016年は設定日(9月26日)から年末までの収益率を表示しています。  
 ※ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。  
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。




※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。  
 ※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

## お申込みメモ

 購入時	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
	購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。

 換金時	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

 申込みについて	申込締切時間	午後3時*まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) *2024年11月5日以降は、原則として、午後3時30分までに販売会社が受け付けたものを当日の申込分とする予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
	購入の申込期間	2024年9月11日から2025年3月7日まで ※期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	設定日	2016年9月26日
	換金制限	大口の換金の申込には制限があります。
	購入・換金申込受付不可日	ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他実質的な主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金は受け付けません。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、主要投資対象ファンドの取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。

 その他	信託期間	無期限(2016年9月26日設定)
	繰上償還	当ファンドは換金により受益権の口数が20億口を下回るようになった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
	決算日	毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。
	信託金の限度額	600億円
	公告	投資者に対してする公告は、電子公告により次のアドレスに掲載します。 <a href="http://www.blackrock.com/jp/">www.blackrock.com/jp/</a>
	運用報告書	毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知れている受益者にお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除または益金不算入制度の適用はありません。	

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購 入 時 手 数 料	販売会社が別に定める率 ※徴収している販売会社はありません。	購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価です。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。	—

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

		料 率 等	費 用 の 内 容
運 用 管 理 費 用 ( 信 託 報 酬 )		年率1.9008% (税抜1.728%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
配 分 ( 税 抜 ) ( 注 )	委 託 会 社	年率1.600% ※実質的な投資対象ファンドに係る報酬相当額は、委託会社の報酬より支払われます。	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価です。
	販 売 会 社	年率0.100%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
	受 託 会 社	年率0.028%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。
そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料		目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年率0.11% (税抜0.10%)を上限として、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。 ファンドの諸経費、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。 また、実質的な投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用等ならびに副次的投資対象ファンドの報酬等が別途投資対象ファンドから支払われます。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。	・ファンドの諸経費:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等です。 ・外貨建資産の保管費用:海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用です。

(注)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

### 税 金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
配 分 時	所得税および地方税	配当所得として課税 <sup>(注)</sup> 収益分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 <sup>(注)</sup> 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配金の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報)ファンドの総経費率

・直近の運用報告書の対象期間(2023年6月16日から2024年6月17日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②+③)	①当ファンドの費用の比率	②投資先ファンドの運用管理費用の比率	③投資先ファンドの運用管理費用以外の比率
2.22%	2.02%	0.00%	0.20%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。)です。

※①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

※①の費用と②③の費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。